

様式1 10 農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1010010	森林整備事業補助金(間伐補助金)に掛かる「立ち枯らし間伐」の導入	森林環境保全整備事業実施要領	伐倒せずに立ったまま木を枯らす「巻枯らし」による間伐については、その効果等が明らかでない点があるため、一部の県において試行的に巻枯らしによる間伐を実施しているところである。なお、通常の伐採による間伐の場合には、その後の施業の際の支障とならないよう、伐採木の道路端までの搬出も補助対象としているところであるが、「巻枯らし」を森林整備事業で試行的に実施する目的は、伐倒せずにその場で立ったまま枯らすことにより低コスト・効率的な間伐を実施することで健全な森林を育成し、多面的機能の維持増進を図ることであることから、試行的に巻枯らしを実施する場合においても搬出については補助対象としていないところである。	D	伐倒せずに立ったまま木を枯らす「巻枯らし」による間伐については、巻枯らし実行後の枯れ木が倒れ、その後の森林施業を実施する作業員や山菜採取・ハイキング等で入林する一般住民へ危害が加わる危険性があること枯れるまでに時間を要することから間伐効果の発現が遅れる場合があることなど、検討すべき点があるため、一部の県において試行的に巻枯らしによる間伐を実施しているところである。 このため、現行の事業実施要領では、巻枯らしによる間伐は一般的には補助対象として認められていないものの、都道府県が林野庁長官の承認を受けて、実証的な巻枯らし間伐(搬出を除く)を試行することを補助対象とすることは可能であることから、御提案の「立ち枯らし間伐」の実施については、都道府県林務担当部局と相談されたい。 なお、薬剤により巻枯らしを実施した間伐材を木材として利用することによる人体への影響等が明らかではないことから、当該間伐材を木材として利用することについては慎重に検討すべきものと考えている。	(項)森林環境保全整備事業費 (目)森林環境保全整備事業費補助 (目細)育成林整備事業費補助	44,857,000の内数	1038010	森林整備事業補助金(間伐補助金)に掛かる「立ち枯らし間伐」の導入	間伐補助事業に「立ち枯らし間伐」を新たに導入する事により、搬出・運搬コストと労務が軽減され且つ、圧密加工技術を利用した木材の新しい流通・加工システムモデルを構築し、林業生産者の経営の安定と地域の森林整備を促進させる。	従来間伐は林業機械(チェンソー等)による切り倒し間伐だけであったが、薬剤(市販の除草剤、ラウンドアップ)を注入し立ち枯らしにする。1年前後の含水率が50%位まで落ちた状態で切り倒し、製材、搬送、床材や壁材に圧密加工し、市場に流通させる。間伐材の新しい流通・加工システムを構築し普及させることにより、利用間伐を促進し生産者の経営の安定と森林整備が図られる。	白杵市は山林71.1%、耕地8.9%で水系の67.5%が白杵湾に注いでおり、林業・農業・水産業のバランスのとれた自然に恵まれた地勢にある。豊かな農産物や水産資源の考えは適正に管理された森林から生まれるとの考えから、白杵市では市有林のモデル的整備を18年度より3カ年計画でおこない、民有林の森林整備に弾みをつける。そのような考えから、森林整備の手法として、補助対象となる生産性重視の列状間伐については、部分的全伐と同じ状態であり集中豪雨や台風時に土砂の流出をまねくので、選木による間伐を推薦する。間伐には「切り倒し間伐」と「立ち枯らし間伐」で、おこない風倒木の発生を抑える。「立ち枯らし間伐」は薬剤注入法でおこない、間伐材を圧密加工し利用促進を図る。	大分県	白杵市	農林水産省
1010020	ほ場整備事業等の農業農村整備事業の事業主体の緩和	土地改良法施行令第50条、第78条	経営体育成基盤整備事業は、土地改良法施行令に基づき都道府県営事業として実施しているところである。	D	市町村の行うほ場整備については、元気な地域づくり交付金のうち、基盤整備促進において実施が可能(受益面積5ha以上(上限なし))である。また、当該事業では、経営体育成基盤整備事業と同様、法人を含む担い手の育成や担い手への農地の利用集積を促進する支援施策の実施が可能である。	(項)農業生産基盤整備事業費 (目)経営体育成基盤整備事業費補助 (目細)経営体育成基盤整備事業費補助	96,050,000	1067150	ほ場整備事業等の農業農村整備事業の事業主体の緩和	経営体育成基盤整備事業の事業主体として市町が実施できるよう、制度を見直すこと。	「経営体育成基盤整備事業」を活用して、市町が地域の実状に応じた農業農村整備施策を推進することが可能となる。	本県では、ほ場整備を契機とした担い手の育成(集落法人の設立)を積極的に推進する立場から、大規模な農業団地の整備は「経営体育成基盤整備事業」で実施する方針である。当事業は、受益面積20ha以上でほ場整備と併せて法人化を促進するソフト事業があり、施策推進の重要なツールと考えている。 しかし、「経営体育成基盤整備事業」の事業主体が県のみとなっており、基礎自治体がまちづくりの一環として自ら実施することができない。 本県では、市町村合併により基礎自治体の広域化が進んでおり、事業効果が地域で完結するものについては、基礎自治体で実施することが地方分権の趣旨からも望ましいと考えている。	広島県	広島県	農林水産省
1010030	特別地域に対する支援事業採択要件の緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	・強い農業づくり交付金は、産地競争力の強化、経営力の強化、食品流通の合理化を図るため、生産・加工・流通施設の整備などを支援。 ・産地競争力の強化を図る取組については、主に次のような要件がある。 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること 成果目標の基準を満たしていること 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること 共同利用施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること 当該施設等の整備による全ての効用によって総ての費用を償うことが見込まれること	C	農業関係の補助金については、臨調第5次答申で補助金等について個人の自立、自助等にゆだねる得るものはできるだけゆだね、補助から融資への切り替え等を行うという全体の整理合理化方針が出されたことを踏まえ、原則として共同利用施設に限り補助対象としてきたところである。 さらに、今年度からは、受益農家及び事業参加者戸数を原則3戸以上から5戸以上に改正し、補助金の性格を更に明確化したところである。 このような中、事業実施における農家戸数の要件緩和(1戸)により、個人を対象として補助を行うことは困難である。	(項)農業・食品産業強化対策費 (目)農業・食品産業強化対策整備交付金 (目)農業・食品産業強化対策推進交付金 (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (目)牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金	42,677,978	1069010	特別地域に対する支援事業採択要件の緩和	遠軽町(旧白滝村)の農業専従者・法人が少ない地域は(1戸数でも対象になるような支援事業の要件緩和)受け入れ体制を確立	遠軽町(旧白滝村)のような専従農業者・法人が少ない地域こそが国の支援を行うことにより農業活性化(強い農業づくり)ができ地域再生となる。人間が一番必要とする食・地域農産物を生産する者は同じ立場で、小さい地域・農業者が少ない地域でも支援対象になるような対策が取り入れられること(支援事業の採択要件の農家戸数5戸以上の緩和)により新規就農者・離農者等の問題解決につなげる。支援が可能になれば旧白滝村の石礫地帯を農地土地改良にかかりの影響が出るため良質な作物を作れる圃場づくりが出来ます。専従農業者・法人が少ない地域でも国の支援を受けられるような体制をとれば、今後小規模地域でも良質生産物を作り続け離農農家が増えている現状を防ぐことを目指し、農業で地域活性化出来ることを目標とする。	提案理由:人間が一番必要とする食の生産者が減少・経営難な実情に対する問題を解消を目的とする。国としても対策が取られているが、全国的平均の事業メニューの他に新たに地域の実情を把握し各地域にあった事業メニュー要件の緩和ができれば各々の地方自治体も裁量度を高め自主性を大幅に拡大することができ、事業該当地域が増加傾向になれば良質農産物生産向上・離農者増加防止・地域活性化に繋がる事を目標とする。遠軽町白滝(旧白滝村)の畑はかなり石礫が多く農作物・農作業に支障があり土地改良するにも費用が膨大な金額になり農業経営の運営資金にかかりの影響が出るため良質な作物を作れる圃場づくりが出来ずいます。専従農業者・法人が少ない地域でも国の支援を受けられるような体制をとれば、今後小規模地域でも良質生産物を作り続け離農農家が増えている現状を防ぐことを目指し、農業で地域活性化出来ることを目標とする。	北海道	三協鉄工有限会社	農林水産省
1010040	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第5及び第6道整備交付金交付要綱 第9、第10及び第11 地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	地域再生基盤強化交付金は平成17年度に創設したもので、第1回目の計画の認定時期が6月であったことから、年度当初から交付申請を行っている各種補助事業と交付申請の時期にずれが生じたが、平成18年度より、年度当初における地域再生基盤強化交付金と各種補助事業の交付申請の時期を同一に設定し、同時に交付申請を行えるようとしたところである。 地域再生基盤強化交付金の交付申請の様式は、関係機関の調整の下、交付金毎に統一した様式を設け、交付申請時における事務処理の簡素化・効率化に配慮しているところであるが、今後、交付申請の様式等について更なる簡素化が図れないか関係機関と調整を行う。 なお、各種補助事業については、事業を所管する担当部局毎に統一した(交付金と関係しない補助事業も含む)交付申請等の様式を作成し、事務手続きの合理化を図っていることから、交付金と関連する補助事業の申請様式等の統一はかえって事務手続きの簡素化の支障となることが予想されるため、対応は困難である。	D B-2	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	- - -	1102010	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金の利用を一層推進するため、計画作成側の実情(同交付金事業と従来の補助金事業を並行で行っている。)を考慮した、同交付金手続きの効率化を図る。	現在、並行して行われている「地域性再基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」の手続き上での運係を高めるため、次のとおり取扱を改める。 交付申請等のスケジュールを、同一時期に設定する。 交付金と関連する補助金の申請様式を、可能な限り統一する。	「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」については、互いの事業を考慮し計画を策定しているが実情であるが、両制度の交付申請等のスケジュールが異なるため、せっかく(ワンストップ)窓口が導入されているにもかかわらず、同時に交付申請ができないのが実情である。 両制度の交付申請時期を同一時期に設定することにより、事務処理の効率化を図ることができる。 「交付金制度」が従来の「補助金制度」を廃止させた制度であることから、両制度における申請様式を、可能な限り統一することにより、事務処理の効率化が図られる。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	

様式1 10 農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1010050	地域再生基盤強化交付金の一部 国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第2 道整備交付金交付要綱 第2 汚水処理施設整備交付金交付要綱 第2 港整備交付金交付要綱 第2	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	C	地域再生基盤強化交付金対象となる施設についての既存の補助制度はそのまま存置しており、既存の補助制度を申請するか地域の自主性を発揮できる地域再生基盤強化交付金を申請するかは選択することが可能となっている。そのため、地域の実情や特性に応じて両制度を活用して頂きたい。 広域農道、漁業集落排水においては、通常補助事業において、離島、奄美に係る補助率の高上げ制度はない。 港整備交付金においては、離島と本土の連携等によって離島地域、本土の双方における地域再生が期待できることから、補助率の高上げをしたところ。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	- - -	1102020	地域再生基盤強化交付金の一部 国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、同交付金制度の充実を図る。	従来の補助金制度では認められている「離島高上げ」や「地方道路整備臨時交付金」で認められている国庫負担率:55%などを、地域再生基盤強化交付金においても、適用する。 ～現行の取扱～ 【補助制度】 地方道路整備臨時交付金を利用した場合 国庫負担率:55% 補助金制度の「離島高上げ」を利用した場合 国庫補助率:55% 奄振法に適用される負担率を利用した場合 国庫負担率:70%程度 [地域再生基盤強化交付金] 国庫負担率:50%	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合に比べ、国の負担率が低く設定されていることが、同交付金の利用を躊躇する1つの原因となっている。 該当事業に対し、他の制度同様に国の負担率を引き上げることで、制度の充実化を図り、地域再生の取組を推進する。 平成18年度に実施された制度の拡充措置として、港整備事業については、「離島高上げ」の適用が認められている。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府